

CDM植林人材育成事業

1 趣旨

平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定「地球温暖化推進大綱」第8「地球温暖化対策の国際的連携の確保」によれば、「森林の保全・回復や温室効果ガスの排出削減に係るODA等の活用を図る」とされている。また、第4「6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進」8.「京都メカニズムの活用」においては、「CDMへの民間事業者等による取組を推進等するため、人材育成を行う」とされている。

開発途上国においては、ODAを持続可能な発展のために活用し、温暖化対策としてのCDM植林を自国の持続可能な森林造成として活用したい意向を有している。一方、CDM植林の企画、実施、モニタリング等を担うスタッフについては、途上国においても、我が国においても不足しており、途上国は、CDM植林プロジェクト・スタッフの育成を求めている。

このため、本事業では、CDM植林の推進を図るため、途上国及び我が国のCDM植林プロジェクト・スタッフの人材育成を行うものであり、CDM植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

2 事業内容

途上国及び我が国のCDM植林プロジェクト・スタッフに対する

- (1) 事業の適格性（妥当性）の判断能力の養成
- (2) 事業の企画能力の養成
- (3) 事業実施能力の養成
- (4) 事業の管理・モニタリング能力の養成
- (5) 吸収量のアカウンティング能力の養成

3 事業実施主体

(財)国際緑化推進センター

4 補助率

定額

5 事業実施期間

平成15年度～19年度（5年間）

〔担当：林野庁計画課海外林業協力室〕